

かすみがうら市国民保護計画の変更について

【変更する主な内容】

※数字は改定表ページ、() 内は国民保護計画新ページ

1. 共通事項

○市組織改編による部名・業務の変更

4 (12～13)、5 (13)、12 (36)、13 (37)、14 (37～38)

2. Jアラート(全国瞬時警報システム)、Lアラート(災害情報共有システム)等関係

武力攻撃事態等への対処として、警報の伝達手段として、Jアラート、Lアラート等を使用することとしたこと。

6 (21)、16 (45～46)、21 (52～53)

3. 安否情報システム関係

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法等として、安否情報システムを使用することとしたこと。

7 (21～22)、23 (57)

4. 避難行動要支援者関係

災害対策基本法の改正に伴う変更で、「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」とすることとあわせ、避難行動要支援者名簿の作成を規定するもの。

9 (26～27)、16 (45～46)、18 (47～48)、19 (50～51)

5. 武力攻撃原子力災害関係

武力攻撃原子力災害時の放射性物質の放出の公表やモニタリングの実施、住民の避難誘導等について定めたもの。

24 (65～66)、25 (66～67)

6. その他の主な変更

「国民の保護に関する基本指針」の変更(平成29年12月19日閣議決定)に伴う計画への反映

- ・訓練方法について、NBC攻撃等への対応訓練等に対応できるよう努めることを加える。8 (24～25)
- ・県が行う避難施設の指定に関し、収容人数や構造などの情報を県に情報提供することを明記。10 (28)
- ・大規模集客施設等の管理者と連携し、避難が円滑に実施できるよう必要な対策をとることを明記。19 (50～51)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

※【武力攻撃事態等】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃事態）または武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（武力攻撃予測事態）をいう。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

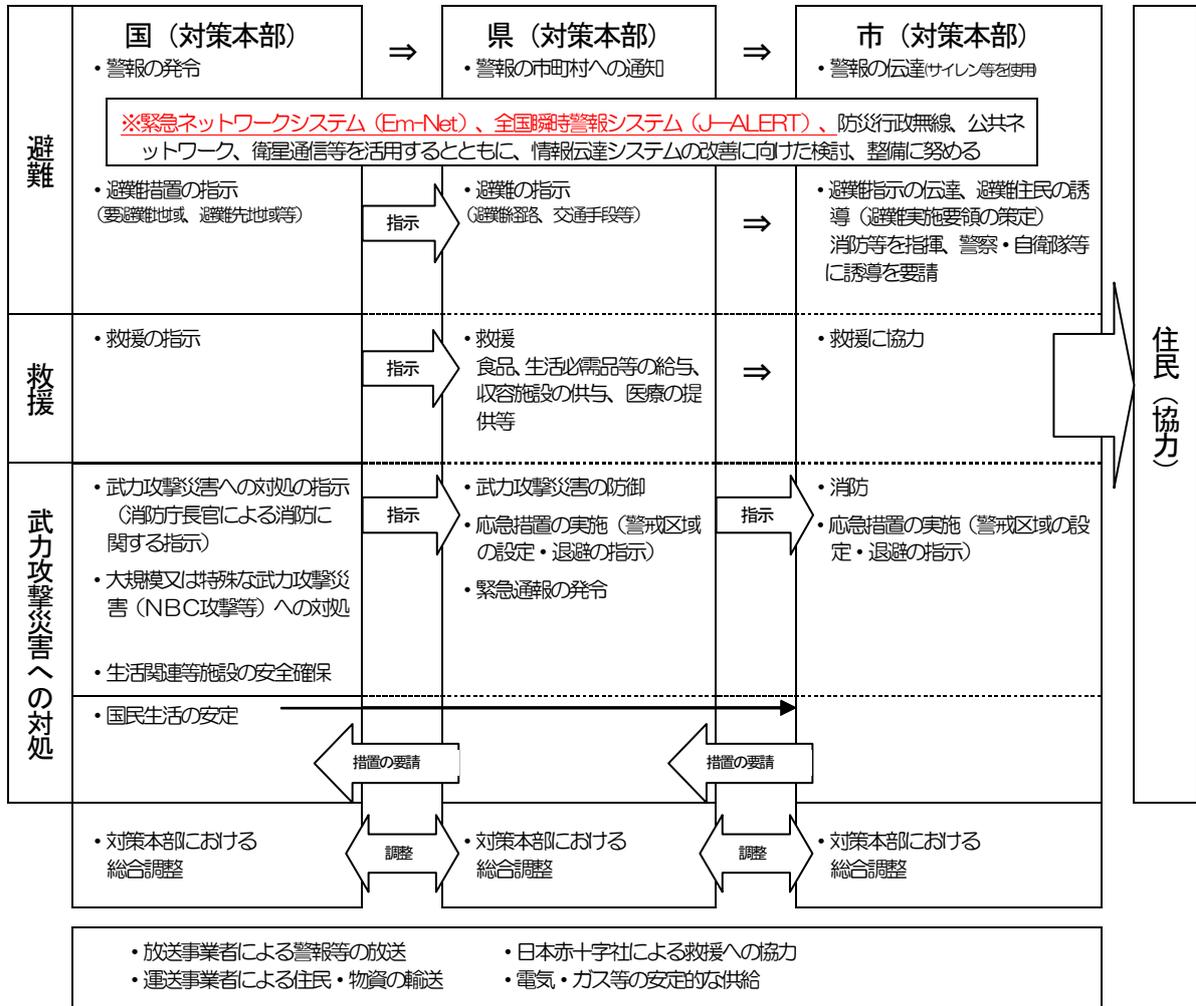
「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (P4)

(1) 国民保護に関する仕組み

国民保護措置を実施するにあたっての国・県・市等の役割は次のとおり。

国民保護措置の全体の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第1編 総論 第2章 国民保護措置に関する基本方針（P6）

○ 指定地方行政機関

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第5項により指定された機関）

名 称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 ・他管区警察局との連携 ・管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ・警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ・電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 ・非常事態における重要通信の確保 ・非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資 ・金融機関に対する緊急措置の指示 ・普通財産の無償貸付 ・被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・救援等に係る情報の収集及び提供
(略)	
～	
<u>北関東防衛局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ・米軍施設内通行等に関する連絡調整

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (P 1 2～1 3)

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためその準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護に関する業務の総括に関すること・ 各部局間の調整に関すること・ 市国民保護協議会に関すること・ 警報及び緊急通報の伝達に関すること・ 国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること・ 国民保護措置についての訓練に関すること・ 原子力機関との連絡調整に関すること・ 備蓄物資に関すること・ 避難実施要領の策定に関すること・ 職員の人事・研修に関すること・ 市有車両の管理に関すること・ 通信体制の整備に関すること・ 物品の調達に関すること・ <u>市税の賦課徴収に関すること</u>
市長公室	<ul style="list-style-type: none">・ 交通体系の整備促進に関すること・ <u>広報に関すること</u>・ 報道機関との連絡調整に関すること・ 予算措置に関すること・ 行政情報ネットワークの運用に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none">・ 住民記録の整備に関すること・ 住民等からの災害情報収集体制の整備に関すること・ 安否情報の収集体制の整備に関すること・ <u>廃棄物の処理に関すること</u>・ <u>ごみ収集及び処理に関すること</u>・ <u>広聴に関すること</u>

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (P 1 3)

保健福祉部	<ul style="list-style-type: none">・ 救援体制の整備に関する事・ 防疫体制の整備に関する事・ 医療体制の整備に関する事・ 埋葬及び火葬に関する事
<u>都市産業部</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>食料の安定供給に関する事</u>・ <u>雇用に関する事</u>・ <u>家畜の防疫に関する事</u>・ <u>住宅の整備に関する事</u>
<u>建設部</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>道路、橋梁等輸送施設に関する事</u>・ <u>河川の安全確保に関する事</u>・ <u>下水道機能の確保に関する事</u>・ <u>土木資材の調達に関する事</u>・ <u>上水道の安定供給に関する事</u>・ <u>水道水の安全、安定確保に関する事</u>
消防本部	<ul style="list-style-type: none">・ 生活関連等施設の安全確保に関する事・ 危険物の安全確保に関する事・ 特殊標章等の交付等に関する事・ 地域住民の避難誘導體制に関する事・ 被災情報の収集・報告体制に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 学校施設の管理に関する事・ 児童・生徒の安全確保に関する事・ 文化財の保護に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none">・ 現金の出納保管に関する事

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (P 2 1)

2 警報等の伝達に必要な準備

(略)

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の維持整備を図る。
また、防災行政無線の整備後もデジタル化の推進や可聴範囲の拡大に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備する。

(4) 災害情報共有システム（Lアラート）の整備

市は、安心、安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした災害情報共有システム（Lアラート）を整備する。

(5) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力的体制を構築する。

(6) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、住民に十分な周知を図る。

(7) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(8) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう努める。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (P 2 1～2 2)

4 情報収集・提供等の体制整備

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ①氏名
- ②フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦その他個人を識別するための情報
- ⑧負傷（疫病）の該当
- ⑨負傷又は疫病の状況
- ⑩現在の居所
- ⑪連絡先その他必要事項
- ⑫親族・同居者からの照会に対する回答の希望
- ⑬知人からの照会に対する回答の希望
- ⑭親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑧死亡の日時、場所及び状況
- ⑨遺体が安置されている場所
- ⑩連絡先その他必要情報
- ⑪親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 (P 24～25)

(略)

第5 研修及び訓練

(略)

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え（P26～27）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 地図
- 区域内の道路網のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 集落・行政区、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救助及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え（P 27、28）

※【避難行動要援者支援班】

災害が発生し災害対策本部が設置されたときは、保健福祉部に避難行動要支援者支援班を設置する。

業務内容は、避難行動要支援者に対し、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導の支援、安否確認・避難状況の把握等を行う。

(略)

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 (P28～29)

6 生活関連等施設の把握等

(略)

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	企画部
	2号	ガス工作物	経済産業省	生活環境部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	保健福祉部 企業局
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	生活環境部
	6号	放送用無線設備	総務省	生活環境部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	生活環境部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	生活環境部
	3号	火薬類	経済産業省	生活環境部
	4号	高圧ガス	経済産業省	生活環境部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省 経済産業省	生活環境部
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	生活環境部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省	生活環境部
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	生活環境部
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	保健福祉部

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 (P34、36)

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(略)

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

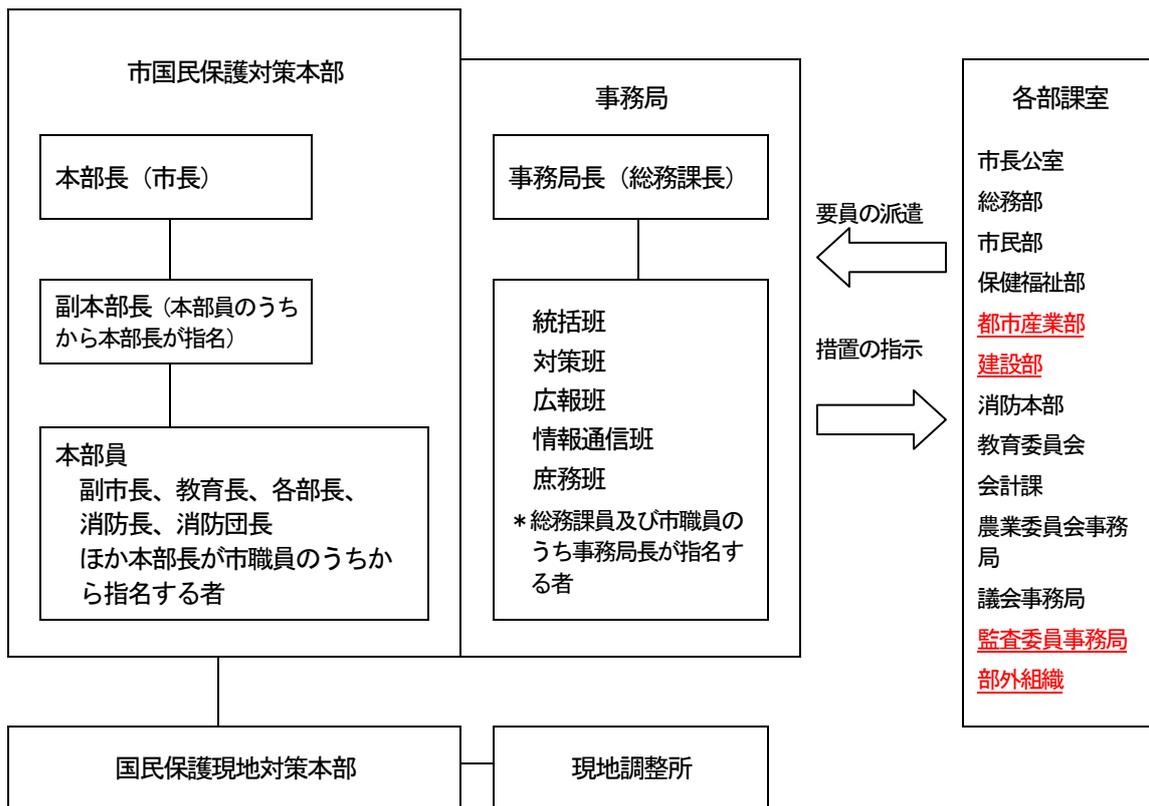
総務部長は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し市対策本部に参集するよう連絡する。

(略)

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 (P37)

(略)

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態等における業務
市長公室 <u>(部外組織含む)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・本部長及び副本部長との連絡調整に関すること ・住民に対する警報の伝達に関すること ・住民等への広報に関すること ・災害予算に関すること
総務部 <u>監査委員事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・国・県等からの情報収集、連絡調整に関すること ・関係機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・災害情報の収集、被害取りまとめに関すること ・住民の避難に関すること ・県に対する報告、要請に関すること ・派遣要請、応援要請に関すること ・人員の動員、調整に関すること ・物品の調達、供給に関すること ・市有財産の被害調査及び復旧に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等からの災害情報の収集に関すること ・安否情報の収集に関すること ・<u>廃棄物処理に関すること</u> ・<u>救助用物資に関すること</u>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営に関すること ・<u>避難行動要支援者</u>の支援及び安否確認に関すること ・医療・救護の実施体制の整備に関すること ・炊き出し食品及び飲料水の配布に関すること ・災害ボランティアに関すること ・死体の捜索及び処理埋葬に関すること ・災害地の防疫に関すること
<u>都市産業部</u> 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>応急仮設住宅の設置に関すること</u> ・救助用食料に関すること
<u>建設部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川の調査及び復旧に関すること ・<u>応急給水に関すること</u> ・<u>水道施設の調査及び応急対策に関すること</u>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること ・児童生徒の安否確認に関すること

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 (P38)

会計課	・災害関係費の出納に関する事
議会事務局	・市議会との連絡調整に関する事
消防本部	・消防活動に関する事 ・人命救助に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 ・災害情報の収集連絡に関する事

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。広報責任者は市長公室長とする。

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携（P41）

1 国・県の対策本部との連携

(略)

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(略)

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする茨城地方協力本部長又は市の協議会委員の隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等（P45～46）

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

①「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合にはサイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、集落・行政区等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（Jアラート）によって情報が伝達されなかった場合にはおいては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等で掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、集落・行政区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等（P46）

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等（P47～48）

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを基に、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意するとともに、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(略)

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合。県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等（P50～51）

(略)

3 避難住民の誘導

(略)

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(略)

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もある。)

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等（P51～52）

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 (P 52～53)

弾道ミサイル攻撃の場合

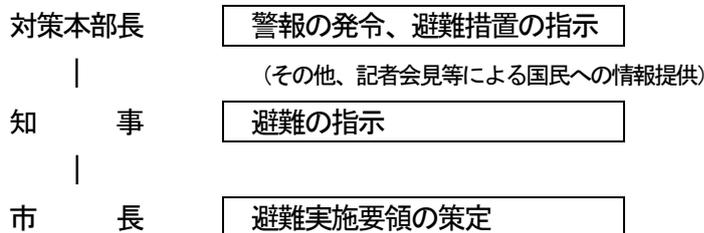
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

* 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により、攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして対応を考える必要がある。

なお、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援（P55～56）

(略)

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、[内閣総理大臣](#)に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(略)

第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供（P56～57）

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において、安否情報省令第1条に規定する様式第1号、様式第2号に基づき安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関・諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供（P 57）

（略）

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処（P65～66）

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、区域内所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

①市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

②市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

③市（町村）長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④市（町村）長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導

①市（町村）長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

②市（町村）長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示をし、その旨を知事に通知する。

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処（P66～67）

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

① 市（町村）は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

② 市（町村）は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

市（町村）長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。また、市（町村）長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(9) 飲食物の摂取制限等

市長は必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、市地域防災計画（放射性物質及び原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処等

市長は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(略)

「かすみがうら市国民保護計画」の改定表

第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 (P 71～72)

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「[災害廃棄物対策指針](#)」([平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部](#)作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。